

第11次福知山市交通安全計画(案)に関する意見募集(パブリックコメント)結果

1.募集期間 令和4年1月24日(月)～令和4年2月14日(月)

2.提出件数 17件(5名)

3.御意見と市の見解

番号	御意見	市の見解	計画の修正
1-1	暴走族の警戒が行われているようですが、近年 福知山市内で所謂 暴走族は見たことがありません。ないものに対しての活動が必要なのでしょうか？逆に あおっていると思いませんか？	御意見ありがとうございます。 現在、暴走族は府内で1団体(『令和2年 警察統計』)となっており、活動のあり方につきましては、実情に即した効果的な方法を検討していきたいと考えております。いただきました御意見については、今後の活動内容決定に際し、参考にさせていただきます。	なし
1-2	交通安全運動があることは 知っています。期間中に道路で、パネルをもって立っている活動を見ることがあります。その様子を見て、きちんとルールを守ろうと思います。暑い日も 寒い日も大変ですね。 市民大会もあるようですが、多くの方が室内で集まる大会より、道路などでパネルを見せるなどの活動の方が効果があると思います。外で 見てわかる活動の方が 私たちドライバーの交通安全の意識が上がると思います。	御意見ありがとうございます。 交通安全運動期間中に行う活動については、すべての市民の皆様により交通安全の意識を高めたいいただけるよう、様々な工夫を凝らして活動していきたいと考えております。いただきました御意見につきましては、今後の活動内容決定に際し、参考にさせていただきます。	なし
2	「このほか、業務用自動車を中心に応急手当てに用いるゴム手袋、止血帯、包帯等の救急用具の搭載を推進する。」との記載があるが、現在、市民向けの救急講習においては、止血帯の使用法についての指導を行っていないため、「止血帯」を「三角巾」に変更されたい。	御意見ありがとうございます。 福知山市の現状に合致するよう、記述を変更いたします。	「止血帯」を「三角巾」に変更
3-1	「駐車ます」という用語は、交通業界では、一般的に用いられる用語なのでしょうか。	御質問ありがとうございます。 駐車場法ほか関係法令に「駐車ます」が定義されているわけではありませんが、車両を置くための空間を指して「駐車ます」又は「駐車マス」と呼ばれることがあります。国土交通省やNEXCO等関係機関においても「駐車ます」の表現が使用されています。	なし
3-2	「手話通訳員」について、一般的には「手話通訳者」と言うことが多いです。「手話通訳者」の定義が不十分であるということであれば、「手話通訳を行う者」、要約筆記者を含むということであれば、「意思疎通を図るために適切な者」がよいのではないのでしょうか。 ■同趣旨の意見が1件あり。	御意見ありがとうございます。 本記述は、手話通訳者登録者等の特定の有資格者を指すものではないため、「手話通訳者」との表現は避けております。「手話通訳員」の表現について、一般的ではないことから「手話通訳を行う者」に変更します。	「手話通訳員」を「手話通訳を行う者」に変更
4	国道9号について、夜久野改良に合わせ、井田交差点も改良を実施し、「安全な歩道」の設置を早期に実現されたい。(事務局要約)	御意見ありがとうございます。 本パブリックコメントは、第11次福知山市交通安全計画に関して実施したものであり、個別の事案についての具体的な回答はできませんが、関係部局に情報共有いたしました。	なし

5-1	「考え方の違いを理解させる等」との表現があるが、「できる」という主体的な行動を表す表現が適正であると考ええる。	御意見ありがとうございます。 主体的な交通安全教育の推進が行えるよう表現を修正します。	「考え方の違いを理解させる等」を「考え方の違いが理解できるように」に変更
5-2	まえがきにある「ゾーン30」の記載について、目的と対象者について、理解しにくいいため、京都府警HPの記載を参考にされたい。	御意見ありがとうございます。 分かりやすい表現に改めます。	「住宅街や通学路における通過交通の安全対策として、地域を面的に時速30キロの速度規制を行う「ゾーン30」を実施してきた。」を「住宅街や通学路における安全対策として、区域を定めて時速30キロの速度規制等を行う「ゾーン30」を実施してきた。」に変更
5-3	「さらに、自立歩行ができない人に対しては、介護者、交通ボランティア等の障害のある人に付き添う者を対象とした講習会等を開催するよう努める必要がある。」とあるが、講習会等の対象者は「介護者、交通ボランティア」であり、あえて「〇〇ができない人」という表現を加える必要はないと考えます。	御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり、当該段落で対象としているのは交通ボランティア等であるため、表現を改めます。	当該段落から「自立歩行ができない人に対しては、」という表現を削除

※語句及び表記の変更に係る御意見、御指摘

番号	項目名	変更前	変更後
5-4	(1)高齢者及び子どもの安全確保	令和4年6月までに施行されることとされており、	令和4年6月までに施行される見込みであり、
5-5,6	(2)歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上	特に市街地では自転車の通行空間の確保を進めるに当たっては、 さらに、自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いため、交通安全教育等の充実を図るほか、街頭における指導啓発活動を積極的に推進する等、自転車に関する安全意識の醸成を図る必要がある。	特に市街地では自転車の通行空間の確保を進めるに当たり、 さらに、自転車利用者の交通ルールに関する理解が不十分であることによるルールやマナーに違反した行動が多いため、交通安全教育及び街頭における指導啓発活動を積極的に推進することで、自転車に関する安全意識の醸成を図る必要がある。
5-7	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	外国人に対し、我が国の交通ルールやマナーに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、	我が国の交通ルールやマナーに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、
5-8	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進	自転車は、配達や通勤・通学をはじめ、様々な目的で利用されているが、交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が散見されるため、交通安全教育等の充実を図る。	自転車は、配達や通勤・通学をはじめ、様々な目的で利用されているが、交通ルールに関する理解が不十分であることによるルールやマナーに違反した行動が多いため、交通安全教育等の充実を図る。
5-9	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進	作業機を装着・けん引した状態での公道を走行する際の	作業機を装着・けん引した状態で公道を走行する際の
5-10	-	広報啓発活動	広報・啓発活動